

経 済 産 業 省

20140728 貿 局 第 1 号
輸入注意事項 26 第 28 号
経済産業省貿易経済協力局

「ウクライナ（クリミア自治共和国又はセヴァストープリ特別市を原産地とする場合に限る。）を原産地とする貨物の二号承認制への追加について」の規程を次のとおり制定する。

平成 26 年 8 月 5 日

経済産業省貿易経済協力局長 宗像 直子

ウクライナ（クリミア自治共和国又はセヴァストープリ特別市を原産地とする場合に限る。）を原産地とする貨物の二号承認制への追加について

平成26年8月5日付け経済産業省告示第166号(輸入公表の一部を改正する告示)により、輸入公表の二の表の第1のウクライナ(クリミア自治共和国又はセヴァストープリ特別市を原産地とする場合に限る。)の項に掲げる貨物については、平成26年8月5日以降二号承認を受けべき貨物となりました。

このため、当該貨物については、ウクライナ政府が発行するウクライナ原産であることを証する原産地証明書等の提出がある場合を除き、輸入承認は行いませんので注意してください。

ただし、平成26年8月5日以前に船積みされた場合については、二号承認の対象外とします。